

障害福祉サービス利用契約書

利用者と府中町ホームヘルプセンターふれあいは、利用者が事業者から提供される障害福祉サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1条（目的）

本契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護を適切に提供する事を定めます。

第2条（有効期間）

本契約の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。ただし利用者が事業者に対して有効期間満了までに更新を行わない旨の意思表示がない場合には、この契約はその後の有効期間の満了日まで更新され、以後も同様とします。

第3条（利用者からの中途解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第4条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める居宅介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が定める義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第5条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 1 利用者に支払能力があるにもかかわらず定めるサービス利用料金の支払いが6か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず故意に支払わない場合
- 2 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

第6条（居宅介護計画及び契約支給量）

- 1 事業者は、利用者の受給者証に記載された居宅介護の支給量を踏まえ、利用者の課題

と意向を把握し、ケア会議を開いて利用者の居宅介護計画を作成します。この計画は、事業者が利用者に説明して同意を得たうえで作成することとし、利用者はいつでも居宅介護計画についての説明を求め、意見を述べることや変更を求めることができます。

- 2 事業者は、前項の居宅介護計画に基づき契約支給量を定め、利用者の受給者証に記載します。
- 3 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第7条（サービス内容）

事業者は、その指揮命令のもとに、居宅介護従事者（以下、「ホームヘルパー」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのうちから前条に定める居宅介護計画に基づいて適切にサービスを提供します。

第8条（利用者負担額及び実費負担額）

- 1 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービス利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障害者総合支援法に基づく介護給付費は、事業者が市町から代理して受領します。
- 2 前項の利用者負担額及び実費負担額は、1カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

第9条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

第10条（事業者の基本的義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを適切に行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、サービスを提供します。

第11条（事業者の具体的義務）

- 1（安全配慮義務） 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 2（説明義務） 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

- 3 (守秘義務) 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。
- 4 (身体拘束の禁止) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 5 (記録保存整備義務) 事業者は、サービス提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。事業者の窓口受付時間(毎週月曜日～金曜日8時30分～17時30分)に自分の記録を見ることができ、実費を負担してコピーすることができます。

第12条(事故と損害賠償)

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

第13条(苦情解決)

- 1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

第14条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は身体障害者福祉法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約締結に伴い、「重要事項説明書」について事業者は利用者(または代理人)に説明を行い、双方合意するとともに、上記のとおり、居宅サービスの契約を締結しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 安芸郡府中町

氏名 _____ 印

家族 代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

氏名 _____ 印

事業者

広島県安芸郡府中町浜田本町5-25
ふれあい福祉センター内

社会福祉法人 府中町社会福祉協議会
府中町ホームヘルプセンターふれあい
会 長 小濱 樹子 印

居宅介護事業所

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護

利用契約書

府中町社会福祉協議会

府中町ホームヘルプセンターふれあい